

シルバー人材センター契約約款

(適用範囲)

第1条 このシルバー人材センター契約約款（以下「本約款」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第38条第1項第1号の規定に基づき、公益社団法人豊中市シルバー人材センター（以下「当法人」という。）が発注者から受注し、当法人に登録している会員（以下「会員」という。）に提供した業務（以下「本件業務」という。）に係る業務委託契約に適用されます。

(当法人と会員との関係)

第2条 当法人は、高年齢者雇用安定法第38条第1項第1号の規定に基づき、発注者から業務を受注し、会員に委託して本件業務を履行します。

2 会員への委託においては、フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用されます。会員は、シルバー人材センターの適正就業ガイドライン（平成28年9月9日 厚生労働省・全国シルバー人材センター事業協会）に基づき就業します。

(申込)

第3条 発注者は、本件業務の依頼について当法人に申し込みを行い、当法人は会員に対して本件業務について就業希望者を募ります。

2 就業を希望する会員がいる場合、受注となります。

3 一定期間就業希望者を募った結果、希望するものがない場合は、募集を終了します。この場合、本件業務の内容を変更して、再度申し込みをすることができます。

(受注)

第4条 当法人は、発注者から臨時的かつ短期的な業務（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務（雇用によるものを除く。）を受注します。

2 前項の規定により受注した業務は、労働者派遣事業として行うものではなく、請負又は委任として行うものとし、発注者と会員との間に雇用関係は生じません。

(申込及び受注の対象外)

第5条 当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込み及び受注の対象外とします。

(1) 発注者から申し込まれた業務が、法令に抵触する業務、危険を伴う業務（高所作業、重機を使用した作業等）又は賠償金額が高額となるおそれがある業務であるとき。

(2) 発注者が、過去において業務委託契約に係る委託料の支払いを遅延したことがある、又は支払わなかったことがあるとき。

(3) 発注者が、第12条に規定する反社会的勢力に該当し、又は当該受注が反社会的勢力の利益となることが判明したとき。

(4) 前各号に定めるほか、会員に負担がある業務であり、受注に支障があると当法人が判断したとき。

(委託料)

第6条 発注者が当法人に対して支払う委託料は、業務委託契約書によるものとします。

2 発注者は、委託料について大阪労働局の「大阪府最低賃金の改正決定」の官報公示を考慮して、変更することに協力するものとします。

(委託料の支払い)

第7条 委託料は、当法人の請求に基づき、当法人が指定する口座へ振込みにより、支払期日までに支払うものとします。

2 支払いに係る各種手数料は、発注者の負担とします。

(支払いの遅延)

第8条 委託料の支払いが遅延した場合、当法人は発注者に対し相当の期間を定めて催告し、その期間内に支払いがないときは、予告なく、支払いがあるまで本件業務の履行を中止することができます。これにより発注者に生じた損害について、発注者は当法人に対し一切の請求を行うことはできません。

2 発注者の責めに帰すべき事由により支払期日を遅延した場合、発注者は、当該未払金(当法人の請求書に記載された金額から既払分その他正当な控除を差し引いた残額をいう。)につき、支払期日の翌日から支払済みに至る日まで、年率3%(365日基準)により日割計算した遅延損害金を当法人に支払うものとします。

3 前項の遅延損害金は、民法第419条に基づく金銭債務の特則としての損害金であり、これとは別に、当法人に実損害が生じた場合には、賠償を求めることができます。

4 天災地変、感染症のまん延、法令の制定改廃、公権力の命令その他の不可抗力により、発注者が支払いを履行できない場合は、その不可抗力の影響が及ぶ期間について、前2項の責任を負わないものとします。ただし、不可抗力の発生及び影響の範囲については、発注者が遅滞なく合理的な資料により当法人へ通知し、説明するものとします。

5 業務停止後の再開は、未払金及び遅延損害金の全額支払いの確認、又は当法人が相当と認める再開条件についての合意を前提とします。

(契約の更新)

第9条 契約期間満了の1か月前までに、発注者又は当法人が何ら意思表示をしないときは、本契約はさらに1年間継続するものとし、その後も同様とします。

2 前項の規定により本契約が更新される場合、委託料については、第6条第2項の規定を準用するものとします。

(損害の賠償)

第10条 当法人がこの契約の履行に関し、当法人の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、当法人は、その損害を賠償する責めに任じます。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によって生じた場合は、この限りではありません。

2 前項の賠償については、当法人が加入する賠償責任保険の補償範囲内での対応を基本とします。

(契約の解除等)

第11条 当法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても、この契約を解除することができます。

(1) 発注者がこの契約による義務を履行しないとき。

(2) 発注者(自然人)が死亡したとき。

(3) 発注者(法人)が解散したとき。

(4) 発注者に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき。

(5) 第5条各号に規定する事由に該当するとき。

2 発注者及び当法人双方の責めに帰すべからざる事由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとします。

3 本件業務に就業する会員が、疾病、負傷、感染症罹患その他の理由で就業できない場合において、当法人が他の会員に対して就業希望者を募ったにもかかわらず、就業を希望する会員がいないときは、当法人は、その旨を発注者に通知し、業務を停止することができます。

4 前項の場合において、発注者は契約期間中であっても、この契約を解除することができるものとします。ただし、当法人に対して損害賠償の請求を行うことはできません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 当法人は、発注者が反社会的勢力（以下略：原文どおり）に該当し、又は次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの予告を要せず、この契約を解除することができます。

(業務執行上の留意点)

第13条 発注者は、本件業務がフリーランス・事業者間取引適正化等法及び高年齢者雇用安定法に基づくものであることに鑑み、これらの法令を遵守するものとします。

2 発注者は、第2条及び第14条から第16条までに規定する事項について、特に留意するものとします。

(会員に対する命令、指示の禁止)

第14条 会員が本件業務を行うに当たり、発注者又は発注者の従業員は、会員に対して命令又は指示を行うことはできません。ただし、安全確保のために必要な指示については、この限りではありません。

2 業務上必要な連絡及び調整は、発注者又は発注者の従業員と当法人との間で行うものとします。

(就業場所、就業日時等の変更)

第15条 本件業務を行うに当たり、会員の就業場所、就業日、就業時間等を変更する必要があるときは、発注者又は発注者の従業員と当法人又は会員との間で連絡及び調整を行うものとします。

(混在職場の回避、名札等の使用)

第16条 会員が本件業務を行うに当たり、業務場所を区分する等により、発注者の従業員と混在しない職場環境とする必要があります。

2 会員が発注者の従業員と混在して就業する場合は、労働者派遣事業となります。

3 会員は、シルバー人材センターと表示した名札、腕章又は制服、帽子等（以下「名札等」という。）を使用するものとします。

(就業の報告)

第17条 会員からの就業の報告は、当法人が定めた様式による就業報告書に記載して行うものとします。

(業務リーダー)

第18条 当法人は、業務の内容により、業務の履行に関し、必要に応じて業務履行のリーダー（以下「業務リーダー」という。）を選任することができるものとします。

2 当法人は、業務リーダーに、本件業務の履行に係る進行管理を行わせるとともに、発注者との連絡及び調整に当たらせるものとします。

(就業会員の選定)

第19条 業務委託契約を履行するに当たり、当法人が本件業務に就業する会員を選定します。

2 発注者は、当法人が選定した会員について、原則として交代を請求することはできません。ただし、業務の履行が不十分な場合には、当法人に対してその改善を求めることができます。

(個人情報等の保護)

第 20 条 当法人は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他発注者が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、本件業務を処理するに当たり、個人情報等を取り扱う際には、個人その他の者の権利利益を侵害することのないよう努めます。

2 当法人は、本件業務を処理するに当たり知り得た個人情報等を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。

3 当法人は、当法人の使用する者が、在職中及び退職後において、本件業務を処理するに当たり知り得た個人情報等を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じます。

4 当法人は、本件業務を処理するに当たり知り得た個人情報等その他の情報を、発注者の書面による承諾を得ることなく、目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させません。

5 前 3 項の規定は、契約終了後においても、同様とします。

6 当法人は、本件業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じます。

7 当法人は、発注者から貸与された文書等を、発注者の書面による承諾を得ることなく、複写又は複製しません。

8 当法人は、前各項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、発注者の指示に従います。契約終了後においても、同様とします。

9 当法人は、本件業務を処理するに当たり個人情報等を収集するときは、本件業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。

(機械器具等の使用)

第 21 条 発注者は、業務の履行のために使用する機械器具、工具及び消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、無償で貸与するものとします。

2 当法人が、業務の履行のために使用する機械器具等を調達する場合の費用は、発注者の負担とします。

(施設の使用)

第 22 条 当法人は、この契約の内容が発注者の施設内でなければ履行できないものであるときは、履行のために、発注者の施設を使用することができるものとします。

(機械器具等及び施設に対する保管義務等)

第 23 条 当法人は、第 21 条第 1 項の規定により貸与された機械器具等及び第 22 条の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理します。この場合において、当法人の責めに帰すべき事由により、機械器具等又は施設に毀損若しくは紛失等が生じたときは、当法人は、それにより発注者に生じた損害を賠償します。

2 通常の損耗により機械器具等が破損した場合は、発注者が新たな機械器具等を用意するものとします。

3 当法人は、委託期間が終了し、又はこの契約が解除されたときは、前2項の機械器具等及び施設を、直ちに原状に復して発注者に返還します。ただし、通常の損耗については、この限りではありません。

(業務上の秘密の保護)

第24条 当法人及び会員は、本件業務を履行する際に知り得た発注者の業務上の秘密を漏えいしません。会員が退会した後においても、同様とします。

(領収書発行の例外)

第25条 本件業務に係る契約代金が、銀行等の振込みにより支払われた場合には、金融機関の振込受領証等をもって、領収書の発行に代えるものとします。

(専属的合意管轄等)

第26条 この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、当法人の所在地を管轄する裁判所を、専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、令和8年1月6日から施行する。